



令和7年8月18日

精華町議会 議長 岡本 篤様

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 西田亜紀

京都府後期高齢者医療広域連合議会

全員協議会、議員説明会及び令和7年 第2回 定例会について（報告）

1. 京都府後期高齢者医療広域連合議会全員協議会

日 時 令和7年7月31日（木）午後1時30分

場 所 京都ガーデンパレス 2階 鞍馬の間

○協議内容 （1）広域連合議会議員（11名の各議会選出議員）の紹介

- ・京都市 山本 恵一・河村 諒 ・福知山市 岡野 天明
- ・宇治市 渡辺 浩司 ・関谷 智子 ・城陽市 乾 秀子
- ・八幡市 横須賀 生也 ・京田辺市 向川 弘
- ・木津川市 玉川 実二 ・和束町 村山 一彦
- ・精華町 西田 亜紀

（2）議事日程等について

① 議案件数 ② 日程案 ③ 会議録署名議員

（3）議長の選挙について

- ・下村前議長の広域連合議会議員辞職に伴い、定例会にて議長の選挙を行う。

京都市議4名から議長候補者を選出し、全員協議会で報告する。

（4）副広域連合長の選任について（2名）

- ・氏名 吉田 良比呂（京都市副市長）
- ・任期 令和7年8月7日から
- ・氏名 田中 靖之（事務局長）
- ・任期 令和7年8月7日から

（5）京都府後期高齢者医療広域連合議会における情報端末機器の使用に係る確認事項について

- ・概要 当広域連合議会では、パソコンやタブレットといった情報端末機器の使用に係るルールを定めておらず、使用の基準等が曖昧となっていたことから、この度、情報端末機器に関して、適切な使用に関する確認事項を定めるもの。

・確認事項（案）

7頁及び8頁のとおり。（別紙参照）



2. 京都府後期高齢者医療広域連合議会令和7年第2回定例会

日 時 令和7年8月7日（木）午後1時30分

議員の出席 出席 26名

場 所 都ホテル京都八条 地下1階 陽明殿

○議長の選挙 指名推薦（副議長推薦） 山本 恵一議員

○審議内容（各議案件名・概要・審査結果） 別 紙

（1）広域連合長説明上程

議案第10号から第12号；全員賛成または賛成多数で可決

請願 第3号・4号： 不採択

別 紙

（2）一般質問 3名提出 （1名欠席）

①高齢者の自己負担と受診抑制の実態について

A、現行のまま

高額医療費の引き上げ問題について

OTC類似薬の保険適用外や医療費削減の対策が、後期高齢者の生活や健康に影響を及ぼしている場合、国に対して見直しを求める要望の考えについて

②マイナ保険証の利用率について

A、京都府内は、全国にくらべて5ポイント低い。

12月以降資格確認書の発行を被保険者全員に発行することについて

マイナンバーカードの更新について

※③の質問者は欠席

※全員協議会、議員説明会・定例会議案等は、議会図書室にファイル保存しています。

※定例会の質疑・答弁の詳細は後日配布される議事録で確認してください。

【参考資料】

① 同意第1号	京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について・・・・・・・・・・	1
② 同意第2号	京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について・・・・・・・・・・	3
③ 議案第10号	京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・	5
④ 議案第11号	京都府後期高齢者医療広域連合広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・	7
⑤ 議案第12号	令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）・・・・・・・・・・	11
⑥ 認定第1号	令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・	13
⑦ 認定第2号	令和6年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について・・・・・・・・・・	17
⑧ 承認第2号	専決処分の承認について （京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）・・・・・・・・・・	21
⑨ 承認第3号	専決処分の承認について （令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号））・・・・・・・・・・	23

件 名	① 副広域連合長の選任（京都市副市長）
説 明	^{よしだ} ^{よしひろ} 吉田 良比呂 副広域連合長の任期満了に伴い、欠員となっている副広域連合長に次の者を選任することについて同意を求めるもの。 氏 名 ^{よしだ} ^{よしひろ} 吉田 良比呂（京都市副市長） 任 期 令和7年8月7日～令和11年3月31日 （京都市副市長の任期満了日） ＜参考＞京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋） （広域連合長等の選挙等の方法） 第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が選挙する。 2～3 （略） 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。 （広域連合長等の任期） 第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。 2 広域連合長が関係市町村の長でなくなったとき、又は副広域連合長（関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者に限る。）が当該職を失ったときは、広域連合長又は副広域連合長の職を失う。

件 名	② 副広域連合長の選任（事務局長）																		
説 明	わたなべ たかし 渡辺 隆 副広域連合長の辞職に伴い、欠員となっている副広域連合長に次の者を選任することについて同意を求めるもの。 氏 名 たなか やすゆき 田中 靖之（事務局長） 任 期 令和7年8月7日～令和11年8月6日 ＜参考1＞略歴 たなか やすゆき 田中 靖之 昭和39年7月15日生 <table border="0"> <tr> <td>昭和62年4月</td> <td>京都府採用</td> </tr> <tr> <td>平成23年4月</td> <td>京都府議会事務局調査課政策法務室長</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月</td> <td>京都府議会事務局議事課長</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月</td> <td>広報課長</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月</td> <td>京都府議会事務局次長</td> </tr> <tr> <td>令和 2年4月</td> <td>総務部副部長（政策法務課長事務取扱）</td> </tr> <tr> <td>令和 3年4月</td> <td>京都府議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>令和 7年3月</td> <td>京都府退職</td> </tr> <tr> <td>令和 7年4月</td> <td>京都府後期高齢者医療広域連合事務局長</td> </tr> </table> ～ 現在に至る ＜参考2＞京都府後期高齢者医療広域連合規約（抜粋） （広域連合長等の選挙等の方法） 第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が選挙する。 2～3 （略） 4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。 （広域連合長等の任期） 第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、4年とする。ただし、関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者にあつては、当該任期による。 2 広域連合長が関係市町村の長でなくなったとき、又は副広域連合長（関係市町村の任期の定めのある職を兼ねる者に限る。）が当該職を失ったときは、広域連合長又は副広域連合長の職を失う。	昭和62年4月	京都府採用	平成23年4月	京都府議会事務局調査課政策法務室長	平成25年4月	京都府議会事務局議事課長	平成28年4月	広報課長	平成29年4月	京都府議会事務局次長	令和 2年4月	総務部副部長（政策法務課長事務取扱）	令和 3年4月	京都府議会事務局長	令和 7年3月	京都府退職	令和 7年4月	京都府後期高齢者医療広域連合事務局長
昭和62年4月	京都府採用																		
平成23年4月	京都府議会事務局調査課政策法務室長																		
平成25年4月	京都府議会事務局議事課長																		
平成28年4月	広報課長																		
平成29年4月	京都府議会事務局次長																		
令和 2年4月	総務部副部長（政策法務課長事務取扱）																		
令和 3年4月	京都府議会事務局長																		
令和 7年3月	京都府退職																		
令和 7年4月	京都府後期高齢者医療広域連合事務局長																		

件 名	③ 京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
説 明	1 改正趣旨 京都府旅費条例の一部改正（令和7年4月1日施行）に伴い、規定の整備を行うもの 2 改正内容 当広域連合の議会議員、広域連合長等の特別職の職員等の旅費及び実費弁償において準用している京都府旅費条例について、職階区分が変更されたため、規定の整備を行うもの 3 施行期日等 公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例 (費用の弁償) 第4条 議員が公務のため旅行したときは、京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号。以下「旅費条例」という。) <u>中指定職の職務</u>にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。 2 特別職の職員等が公務のため旅行したときは、第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者にあつては旅費条例 <u>中指定職</u> の職務にある者と、同項第3号 <u>及び第4号に掲げる者にあつては旅費条例中指定職の職務以外の職務</u>にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。 (実費の弁償) 第5条 次に掲げる者は、実費弁償として旅費条例中 <u>指定職の職務以外の職務</u>にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。 (1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人 附 則 この条例は公布の日から施行する。 附 則(平成20年10月28日条例第6号) この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日以後の期間に係る議員報酬及び報酬について適用する。 附 則(平成25年2月8日条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(令和2年2月7日条例第3号) この条例は、令和2年4月1日から施行する。 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	京都府後期高齢者医療広域連合議員報酬、特別職の報酬、費用弁償等に関する条例 (費用の弁償) 第4条 議員が公務のため旅行したときは、京都府旅費条例(昭和25年京都府条例第43号。以下「旅費条例」という。) <u>第2条第2項に規定する指定職の職務</u>にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。 2 特別職の職員等が公務のため旅行したときは、第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者にあつては旅費条例 <u>第2条第2項に規定する指定職の職務</u>にある者と、同項第3号に掲げる者にあつては旅費条例中 <u>7級以上の職務にある者と、同項第4号に掲げる者にあつては旅費条例中6級以下の職務</u>にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。 (実費の弁償) 第5条 次に掲げる者は、実費弁償として旅費条例中 <u>6級以下の職務</u>にある者とみなして、旅費条例の例により旅費を支給する。 (1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第115条の2第1項の規定による公聴会に参加した者 (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人 附 則 この条例は公布の日から施行する。 附 則(平成20年10月28日条例第6号) この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日以後の期間に係る議員報酬及び報酬について適用する。 附 則(平成25年2月8日条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則(令和2年2月7日条例第3号) この条例は、令和2年4月1日から施行する。

件 名	④ 京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
説 明	1 趣旨 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの 2 概要 部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。（条例で定める特別の事情が生じた場合は、形態を変更可能） 【現行】 2h 【改正後】 2h 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと ①1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと 2h以上（1日単位での取得も可能） ②1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと <u>職員は、①②のいずれかを選択して取得可能</u> ・非常勤職員以外の職員 77時間30分 ・非常勤職員 勤務日1日当たりの勤務時間に10.を乗じた時間 （経過措置） ※令和8年3月31日までの間は ・非常勤職員以外の職員 38時間45分 ・非常勤職員 勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じた時間 3 施行期日 令和7年10月1日

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項並びに第19条第1項から第3項までの規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第6条（略） (部分休業をすることができない職員) 第7条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、勤務日の日数_____を考慮して別途定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。 (第1号部分休業の承認) 第8条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認は</u>_____、1日を通じて2時間（京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第12号）第15条の規定による子を育てる場合の特別休暇を承認されている職員については、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第9条 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第6条（略） (部分休業をすることができない職員) 第7条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別途定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）とする。 (<u>部分休業</u>) 第8条 _____ <u>部分休業</u> の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて</u>、1日を通じて2時間（京都府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第12号）第15条の規定による子を育てる場合の特別休暇を承認されている職員については、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。 (準用) 第9条 <u>第5条の規定は、部分休業について準用する。</u>

<u>に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> (1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に1時間未満の端数がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第10条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第11条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第12条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事情が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じることとなったこととする。</u>	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
--	--

<u>(部分休業の承認の取消事由)</u> <u>第13条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をしている職員について第3項変更の申出を承認しようとするときとする。</u> (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) <u>第14条</u> (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第15条</u> (略) (委任) <u>第16条</u> (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第11条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。</u>	<u>(新設)</u> (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等) <u>第10条</u> (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第11条</u> (略) (委任) <u>第12条</u> (略)
---	---

件 名	⑤ 令和 7 年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算 (第 1 号)																																				
説 明	1 概要 <table> <tr> <th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>補正後の額</th></tr> <tr> <td>443, 908, 920 千円</td><td>195, 456 千円</td><td>444, 104, 376 千円</td></tr> </table> 令和 6 年度中に概算で交付された支払基金からの後期高齢者交付金について、例年、翌年度精算することとされているところ、超過交付となったため、返還に要する経費について、繰越金を財源として諸支出金を増額補正する。 2 歳入 (単位：千円) <table> <tr> <th>区分</th><th>主な内容</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>補正後の額</th></tr> <tr> <td>繰越金</td><td>前年度繰越金</td><td>2, 305, 273</td><td>195, 456</td><td>2, 500, 729</td></tr> <tr> <td colspan="2">歳入合計</td><td>443, 908, 920</td><td>195, 456</td><td>444, 104, 376</td></tr> </table> 3 歳出 (単位：千円) <table> <tr> <th>区分</th><th>主な内容</th><th>補正前の額</th><th>補正額</th><th>補正後の額</th></tr> <tr> <td>諸支出金</td><td>令和 6 年度支払基金交付金返還金</td><td>0</td><td>195, 456</td><td>195, 456</td></tr> <tr> <td colspan="2">歳出合計</td><td>443, 908, 920</td><td>195, 456</td><td>444, 104, 376</td></tr> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	443, 908, 920 千円	195, 456 千円	444, 104, 376 千円	区分	主な内容	補正前の額	補正額	補正後の額	繰越金	前年度繰越金	2, 305, 273	195, 456	2, 500, 729	歳入合計		443, 908, 920	195, 456	444, 104, 376	区分	主な内容	補正前の額	補正額	補正後の額	諸支出金	令和 6 年度支払基金交付金返還金	0	195, 456	195, 456	歳出合計		443, 908, 920	195, 456	444, 104, 376
補正前の額	補正額	補正後の額																																			
443, 908, 920 千円	195, 456 千円	444, 104, 376 千円																																			
区分	主な内容	補正前の額	補正額	補正後の額																																	
繰越金	前年度繰越金	2, 305, 273	195, 456	2, 500, 729																																	
歳入合計		443, 908, 920	195, 456	444, 104, 376																																	
区分	主な内容	補正前の額	補正額	補正後の額																																	
諸支出金	令和 6 年度支払基金交付金返還金	0	195, 456	195, 456																																	
歳出合計		443, 908, 920	195, 456	444, 104, 376																																	

件 名

⑥ 令和 6 年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算

1 概要

(単位：円)

歳入決算総額	1, 834, 257, 403
歳出決算総額	1, 783, 966, 209
収 支 差 額	50, 291, 194

2 歳入

歳入は、分担金（府内 2 6 市町村が負担する分賦金。以下「分賦金」という。）のほか、保険者インセンティブ等国から交付された特別調整交付金等である。

前年度と比較して 7 億 2, 3 4 7 万 8, 6 5 2 円の増となっている。

主要な要因として、国庫支出金においては、標準システム改修に係る特別調整交付金（現年度分）の増加、標準システム機器更改に係る特別調整交付金及び円滑運営事業費補助金（明許繰越事業分）の増加によるものである。

また、基金繰入金においては、標準システムのクラウド利用料へ充てるための繰入額（現年度分）の増加、標準システム機器更改経費へ充てるための繰入額（明許繰越事業分）の増加によるものである。

(単位：円)

区分	主な内容	決算額
分担金及び負担金	分賦金	752, 000, 000
国 庫 支 出 金	特別調整交付金、円滑運営事業費補助金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	496, 114, 000
府 支 出 金	運営助成事業費補助金	19, 775, 000
財 産 収 入	財政調整基金利子等	386, 537
繰 入 金	財政調整基金繰入金	516, 116, 300
そ の 他	前年度繰越金、預金利子等	49, 865, 566
歳 入 合 計		1, 834, 257, 403

説 明

3 歳出

歳出は、広域連合事務局及び議会等の運営に係る経費等である。

前年度と比較して7億6,636万4,700円の増となっている。

主要な要因として、総務費（現年度分）においては、派遣職員負担金や会計年度任用職員の人件費の増加、標準システムのクラウド利用料の増加、標準システム機器類の賃借料の増加などによるものである。

また、総務費（明許繰越事業分）においては、標準システム機器更改に係る委託料の増加によるものである。

（単位：円）

区分	主な内容	決算額
議 会 費	議会の運営経費、議員報酬等	2,180,076
総 務 費	事務局運営経費、 広域連合長等の報酬、 職員給与及び派遣職員に係る 人件費相当額に対する負担金、 標準システム機器更改経費、 行政委員会費、 市町村が実施する健康診査（追加 項目）等の健康増進事業への補助 （長寿・健康増進事業費補助金） 等	1,694,410,969
民 生 費	事務費繰出金	87,375,164
歳 出 合 計		1,783,966,209

4 財産

(1) 公有財産、物品（取得価格100万円以上）及び債権はない。

(2) 基金（令和6年度末現在高）

（単位：千円）

財 政 調 整 基 金	102,510
保健事業等支援基金	565,620

【対前年度比較】

○ 歳入

(単位：円)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度増△減額
分担金及び負担金	752,000,000	720,000,000	32,000,000
国庫支出金	496,114,000	270,511,000	225,603,000
府支出金	19,775,000	19,766,000	9,000
財産収入	386,537	35,620	350,917
繰入金	516,116,300	34,245,200	481,871,100
その他	49,865,566	66,220,931	△16,355,365
歳入合計	1,834,257,403	1,110,778,751	723,478,652

○ 歳出

(単位：円)

区分	令和 6 年度	令和 5 年度	対前年度増△減額
議会費	2,180,076	1,961,376	218,700
総務費	1,694,410,969	931,259,545	763,151,424
民生費	87,375,164	84,380,588	2,994,576
予備費	0	0	0
歳出合計	1,783,966,209	1,017,601,509	766,364,700

件 名	⑦ 令和 6 年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算
-----	--

1 概要

(単位：円)

歳入決算総額	431,784,429,583
歳出決算総額	423,718,126,617
収 支 差 額	8,066,302,966

2 歳入

歳入は、保険給付費に係る公費負担として国・府・市町村からの療養給付費負担金、若年層からの支援金として支払基金交付金、被保険者の保険料相当額として市町村から保険料等負担金及び給付費全体の財源調整として国からの調整交付金を収入するとともに、保険料の各種減額措置相当分として保険基盤安定負担金を収入した。

前年度と比較して152億9,276万5,042円の増加となっているが、これは、給付状況に応じた国、府、市町村からの療養給付費負担金及び支払基金交付金等の増加によるものである。

(単位：円)

区分	主な内容	決算額
市町村支出金	保険料等負担金、保険基盤安定負担金、療養給付費負担金	82,151,823,502
国庫支出金	療養給付費負担金、調整交付金等	136,216,414,661
府支出金	療養給付費負担金等	35,973,928,169
支払基金交付金	後期高齢者交付金	165,991,239,000
繰入金	保健事業費繰入金、事務費繰入金	87,375,164
その他	特別高額医療費共同事業交付金、繰越金、預金利子等	11,363,649,087
歳 入 合 計		431,784,429,583

3 歳出

歳出は、主に保険給付費で、内容は医療費の保険者負担分として給付する療養給付費及び訪問看護療養費、一部負担金の限度額超過分を支給する高額療養費、国保連合会への審査支払手数料等である。

また、本制度における財政安定化を図るために京都府に設置されている財政安定化基金への拠出金、保健事業費として市町村が実施する健康診査事業への補助金や保健事業・介護予防等一体的実施推進事業に係る委託料等である。

前年度と比較して、177億7,890万8,149円の増加となっているが、これは、1人当たり医療給付費は微増であるものの、団塊の世代の後期高齢者年齢到達等により被保険者数が大幅に増加したことから保険給付費が増加（4.7%増）したことによるものである。

(単位：円)

区分	主な内容	決算額
保 険 給 付 費	療養給付費、訪問看護療養費、高額療養費、審査支払手数料、葬祭費等	416,147,083,648
府財政安定化基金拠出金	府財政安定化基金拠出金	176,129,637
特別高額医療費 共同事業拠出金	特別高額医療費共同事業拠出金	395,365,309
保 健 事 業 費	市町村健康診査事業補助金、保健事業・介護予防等一体的実施推進事業委託料	891,729,166
そ の 他	総務費、支払基金拠出金、後期高齢者医療給付費等準備基金積立金、国・府支出金等返還金等	6,107,818,857
歳 出 合 計		423,718,126,617

4 財産

- (1) 公有財産、物品（取得価格100万円以上）及び債権はない。
- (2) 基金（令和6年度末現在高）

(単位：千円)

後期高齢者医療給付費等準備基金	4,000,961
-----------------	-----------

【対前年度比較】

○歳 入

(単位：円)

区 分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	対前年度増△減額
市町村支出金	82,151,823,502	75,589,078,259	6,562,745,243
国庫支出金	136,216,414,661	130,256,081,901	5,960,332,760
府支出金	35,973,928,169	34,720,588,486	1,253,339,683
支払基金交付金	165,991,239,000	162,187,299,000	3,803,940,000
繰 入 金	87,375,164	2,584,380,588	△2,497,005,424
そ の 他	11,363,649,087	11,154,236,307	209,412,780
歳 入 合 計	431,784,429,583	416,491,664,541	15,292,765,042

○歳 出

(単位：円)

区 分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	対前年度増△減額
保険給付費	416,147,083,648	397,387,060,277	18,760,023,371
府財政安定化 基金拠出金	176,129,637	148,105,920	28,023,717
特別高額医療費 共同事業拠出金	395,365,309	320,342,252	75,023,057
保健事業費	891,729,166	828,429,412	63,299,754
そ の 他	6,107,818,857	7,255,280,607	△1,147,461,750
歳 出 合 計	423,718,126,617	405,939,218,468	17,778,908,149

【参考】

区 分	令和 6 年 度	令和 5 年 度	対 前 年 度 比
被保険者数 (3月～2月平均)	425,330 人	409,486 人	103.8%
1人当たりの 医療給付費	972,058 円	964,114 円	100.8%

件 名	⑧ 専決処分の承認について（京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）				
説 明	1 趣旨 東日本大震災に被災した被保険者に対する保険料減免に関して、令和7年度分についても、令和7年2月20日付け厚生労働省通知により、引き続き国の財政措置が講じられることとなったことから、本広域連合後期高齢者医療に関する条例の附則に規定する被災者に対する保険料減免の特例の適用期間を専決処分により延長したもの。 2 内容 東日本大震災の被災者に対する保険料の減免特例の適用期間を令和7年度分保険料（納期が令和8年3月31日のもの）までとして変更するもの。（従前：納期が令和7年3月31日のものまで） ※ 減免の要件 <table border="1" data-bbox="411 925 1361 1529"> <tr> <td data-bbox="411 925 671 1137">被災者に対する減免の特例（附則第6項）</td><td data-bbox="671 925 1361 1137"> ・被保険者の重篤な傷病、行方不明、原子力発電所事故に係る避難のための立退き若しくは屋内への退避 ・世帯主の死亡、重篤な傷病、行方不明 </td></tr> <tr> <td data-bbox="411 1137 671 1529"> ＜参考＞ 条例本則に定める減免の要件（第18条） </td><td data-bbox="671 1137 1361 1529"> ・震災、火災その他の災害による住宅、家財等の著しい損害 ・世帯主の死亡又は心身に重大な障害若しくは長期入院による収入の著しい減少 ・事業等の休廃止、失業等による世帯主の収入の著しい減少 ・干ばつ等による農作物の不作・不漁等に伴う世帯主の収入の著しい減少 </td></tr> </table> 3 施行期日 令和7年4月1日	被災者に対する減免の特例（附則第6項）	・被保険者の重篤な傷病、行方不明、原子力発電所事故に係る避難のための立退き若しくは屋内への退避 ・世帯主の死亡、重篤な傷病、行方不明	＜参考＞ 条例本則に定める減免の要件（第18条）	・震災、火災その他の災害による住宅、家財等の著しい損害 ・世帯主の死亡又は心身に重大な障害若しくは長期入院による収入の著しい減少 ・事業等の休廃止、失業等による世帯主の収入の著しい減少 ・干ばつ等による農作物の不作・不漁等に伴う世帯主の収入の著しい減少
被災者に対する減免の特例（附則第6項）	・被保険者の重篤な傷病、行方不明、原子力発電所事故に係る避難のための立退き若しくは屋内への退避 ・世帯主の死亡、重篤な傷病、行方不明				
＜参考＞ 条例本則に定める減免の要件（第18条）	・震災、火災その他の災害による住宅、家財等の著しい損害 ・世帯主の死亡又は心身に重大な障害若しくは長期入院による収入の著しい減少 ・事業等の休廃止、失業等による世帯主の収入の著しい減少 ・干ばつ等による農作物の不作・不漁等に伴う世帯主の収入の著しい減少				

件 名

⑨ 専決処分の承認について(令和7年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号))

説 明

1 概要

補正前の額	補正額	補正後の額
1,183,457 千円	64,165 千円	1,247,622 千円

○ 令和6年12月2日から、被保険者証(いわゆる紙の保険証)の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しているが、本年7月末までは国の方針により、暫定的な運用として新規資格取得者や券面変更のある方についてはマイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を職権交付している。

○ 厚生労働省から令和7年4月3日付け事務連絡が発出され、令和8年8月の年次更新まで、当該暫定運用を継続するとして、全ての被保険者に資格確認書を職権交付することとなった。

また、資格確認書に関する問合せが市町村に集中することを回避する等の理由により、本年6月頃までに厚生労働省作成リーフレットを全ての被保険者へ個別送付するよう依頼があった。

○ 当該事務連絡に関する経費等については、当初予算に計上しておらず、予算を補正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行った。

2 歳入

(単位: 千円)

区 分	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額
国庫支出金	214,109	64,165	278,274
(特別調整交付金)	214,109	64,165	278,274
全 体	1,183,457	64,165	1,247,622

3 歳出

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額	補正額	補 正 後 の 額
総務費	1,083,929	64,165	1,148,094
業務管理費	817,233	64,165	881,398
（ 需 用 費 ）	14,994	1,028	16,022
（ 役 務 費 ）	192,051	49,500	241,551
（ 委 託 料 ）	422,433	13,637	436,070
全 体	1,183,457	64,165	1,247,622